11章　売買・継続的取引・製造委託　　第Ⅳ部　類型

売買契約の全体像と、取引基本契約という設計

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　この契約は何をしているのか

1　売買は、目的物と代金の合意だけで成立する

売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生じます（注1）。売買が成立したといえるためには、①売主が買主にある財産権（目的物）を移転することの合意と、②代金額の合意が必要です。この2点が契約書に書かれていないか、書き方が不明確であれば、そもそも売買契約が成立していないとされるおそれがあります（注2）。

代金額は、契約書で確定している必要はなく、代金の計算方法を定めておくことで足ります（注2）。目的物も、取引基本契約のような形であれば、個別契約で定めることにしておけます（注2）。

2　では、契約書に書く残りの条項は何なのか

売買の契約書には、目的物と代金のほかに、納品、検査、所有権の移転、支払、契約不適合、解除など、多くの条項が並びます。これらの事項の多くは、民法や商法に原則的なルールが定められているので、それと異なる条件を定めたいときに契約書に明記することになります（注3）。民法の売買に関する定めは、その大半が任意規定です（注4）。任意規定と異なる意思を表示したときは、その意思に従います（注5）。

売買の契約書にある目的物と代金以外の条項は、民法・商法の任意規定を変えるか、任意規定に定めのないことを決めるためのものです。書かなければ民法・商法のルールで処理されるので、条項を一つずつ「書かなければどうなるか」と比べて読むことになります。この読み方は、別稿『任意規定と強行法規：「書かなければどうなるか」』で扱いました。

継続的な売買では、取引の段階ごとに、決めておくことが次のように分かれます（注6）（注7）。

段階	決めておくこと
契約の成立	目的物の名称・品番・仕様・数量・品質、価格や算定方法、基本契約と個別契約に何を書くか、両者が矛盾したときの優先関係、個別契約の成立要件
契約の履行	引渡し・納品の時期・場所・手続・費用、検査・検収の時期と手続、代金の支払時期・方法、相殺、所有権と危険の移転時期
契約の更新・終了	存続期間、更新の有無と条件、解除事由、終了後の在庫や関係書類の扱い
非通常状態	契約不適合、第三者への損害（製造物責任）、第三者の知的財産権の侵害、損害賠償、期限の利益の喪失、不可抗力、代金回収に不安があるときの納品拒絶

秘密保持、権利義務の譲渡、残存条項、裁判管轄などの共通の条項は、売買に特有の条項ではありません（注7）。この章では売買に固有の部分だけを扱い、共通の条項の書き方は、共通条項の条項別解説の各記事に送ります。

二　よくある構成

1　単発の売買契約書

1回限りの売買であれば、目的物と代金、引渡しと支払の時期・方法を、1通の契約書に書き切ります。不動産の売買が代表例で、契約日と、代金の支払や所有権移転登記などの「決済」の日を分けて設定することも多くあります（注8）。

2　取引基本契約と個別契約

同じ相手と同じ種類の商品を繰り返し売買するときは、個別契約のたびに詳細な条件を定めるより、取引に共通する条件をまとめて合意しておくほうが便利です。そのために結ぶのが取引基本契約です（注9）。個々の注文は、注文書と注文請書のやりとりで個別契約として成立させます。

目的物や代金の額を個別契約で定める場合、取引基本契約それ自体は民法上の売買契約ではなく、個々の個別契約が売買契約にあたります。売買は、個別契約の成立によって効力を生じます（注9）。

> 本契約に定める事項は、本契約の有効期間中、甲（売主）乙（買主）間で締結される個別の商品売買契約（以下「個別契約」という。）に対し共通に適用される。（注10）

取引基本契約は、売買だけでできているとは限りません。ある仕様の商品を製造してもらって買う場合は請負契約に近づき、商品の製造のために買主が器具を有償または無償で貸す場合は、賃貸借や使用貸借の要素を組み込んだ契約書になります（注11）。

三　問題点：どちらを選ぶかを考えずに雛形を使う

1　取引基本契約を結べば、注文する義務が生じるのか

取引基本契約は、それだけでは売買契約ではありません。それでも、取引基本契約の締結によって、当事者に商品の発注義務や受注義務が生じたと解釈される場合があります（注12）。売主が独占的に供給する旨や、最低購入数量・最低販売数量を定めた契約、当事者が強い協力関係を続けてきた取引では、基本契約に基づく義務が問題になり得ます（注12）。

取引基本契約は「取引の枠」を決めるものですが、書き方と取引の実態によっては、注文する義務や注文を受ける義務まで読み込まれることがあります。

2　適用範囲が広すぎる

取引基本契約が適用される取引を限定しないと、ある部門が結んだ基本契約が、同じ相手との他の部門の取引まで拘束することになります。大企業では、ある部門の取引に、その部門が知らない既存の基本契約が適用される事態も考えられます（注9）。

3　1回限りの取引に、取引基本契約の雛形を使う

1回限りの売買に取引基本契約の雛形を使うと、目的物と代金は「個別契約で定める」とされたまま、肝心の個別契約が作られないことがあります。一の1のとおり、目的物と代金の合意が不明確であれば、売買契約が成立していないとされるおそれがあります（注2）。逆に、繰り返す取引のたびに単発の契約書を作り直すのは手間がかかり、条件が契約ごとにずれる原因にもなります。

四　改善例：取引の反復性から選ぶ

1　取引を繰り返すなら、取引基本契約で共通条件を決める

同じ相手と繰り返し取引するなら取引基本契約を結び、目的物・数量・価格・納期などは個別契約に委ねます。そのうえで、基本契約と個別契約の優先関係と、個別契約がいつ成立するかを基本契約に書いておきます（注6）。この2点は、別稿「取引基本契約と個別契約の関係」と「個別契約の成立要件：発注書と注文請書」で扱います。

2　受発注義務を負うのかどうかを書いておく

基本契約だけで注文の義務が生じることを避けたいなら、次のような確認条項を置くことが考えられます（甲は買主、乙は売主です）（注13）。

> 甲及び乙は、個別契約の締結状況、当事者の取引継続への協力体制その他事情の如何を問わず、本契約により、相手方に対し、受注義務又は発注義務を負うものではないことを確認する。（注13）

逆に、買主が売主に注文を受ける義務を負わせたいときは、「乙は、甲から本契約に基づく個別契約の締結を求められた場合、当該個別契約を締結できない合理的理由がある場合を除き、当該個別契約の締結に応じる」といった条項を置くことが考えられます（注14）。

3　適用範囲を限定する

基本契約が適用される取引を、対象となる商品や取引の内容で特定しておきます。部門ごとに基本契約を結ぶ会社では、どの部門の取引に適用されるかを書いておくと、二の2のような事態を避けられます。

4　1回限りなら、単発の契約書に書き切る

1回限りの売買なら、目的物と代金を契約書の中で特定し、代金が決まらない段階なら算定方法を書いておきます（注2）。

五　書き分けの分岐：売主側と買主側

論点	売主側	買主側
受発注義務	受注義務を負わないことを確認しておく	供給を確保したいなら、受注義務の条項を求める
適用範囲	対象商品を特定し、意図しない取引に条件が及ばないようにする	同上。他部門の既存の基本契約との関係を確かめる
個別契約の成立	注文請書の交付で成立とし、検討の時間を確保する	一定期間内に諾否の回答がなければ成立とする
優先関係	支払条件など、個別契約で動かされたくない事項を確かめる	個別契約で特例を定められるようにする

取引基本契約を使うか、単発の契約書にするかは、雛形の手持ちで決めるものではなく、同じ相手と同じ取引を繰り返すかどうかで決めます。

本稿で扱わなかったこと

基本契約と個別契約が矛盾したときの扱いと、基本契約が終了した後の個別契約の扱いは、別稿「取引基本契約と個別契約の関係」が扱います。個別契約がいつ成立するかは、別稿「個別契約の成立要件：発注書と注文請書」が扱います。

参考文献等

（注1）民法555条
（注2）秦周平ほか編『ケース別　契約書リーガルチェックのポイント――事例でみるトラブル条項例』（新日本法規出版、2020）設問17（売買代金の定め方が問題となる場合）
（注3）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）20〜21頁
（注4）前掲注3・32頁
（注5）民法91条
（注6）前掲注3・20頁
（注7）前掲注3・21頁
（注8）前掲注3・22頁
（注9）前掲注3・31頁
（注10）弁護士法人飛翔法律事務所編『実務必携 契約書チェックマニュアル』（商事法務、2024）121頁の条項例
（注11）前掲注3・19頁
（注12）前掲注3・33頁
（注13）前掲注3・33〜34頁の条項例
（注14）前掲注3・34頁の条項例

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/baibai-keiyaku-torihiki-kihon-keiyaku/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「売買契約の全体像と、取引基本契約という設計」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。